

令和5年6月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和5年6月7日（水）
- 2 場 所 市役所南別館3階 教育委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後4時05分
- 5 出席者
教育委員
児玉教育長、赤松委員、中原委員、岡村委員、宮田委員
説明者
黒木教育部長、清水教育総務課長、山内学校教育課長、徳永生涯学習課長、藤森文化財課長
田代学校給食課長、湯田美術館長、山下都城島津邸館長
事務局
椎屋教育総務課副課長、田口教育総務課副主幹、瀬之口教育総務課主査
- 6 会議録署名委員
中原委員、岡村委員

7 開 会

◎児玉教育長

それでは、ただいまから令和5年6月定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願いたします。本日の委員会の終了時間は、午後4時を予定しております。皆様方のご協力よろしくお願いたします。

まずは、市民憲章朗読をよろしくお願いたします。ご起立ください。

8 市民憲章朗読

9 前会議録の承認

◎児玉教育長

今回は、前会議録の承認につきましてはございません。

10 会議録署名委員の指名

◎児玉教育長

本日の会議録の署名委員でございますが、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、中原委員、岡村委員にお願いたします。よろしくお願いたします。

11 教育長報告

◎児玉教育長

続きまして、教育長報告ですが、ここで議事の一部を非公開にすることについて、発議させていただきます。教育長報告の中の生徒指導状況報告の虐待案件、今年からこの虐待案件の中にヤングケアラーについてという項目が増えております。ここにつきましては、個人情報保護の観点から、地方教育行政組織及び運用に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることをご提案いたします。

いかがでしょうか。

〔異議なし〕と申す者あり〕

異議なしということでございますので、先ほどの部分につきましては非公開といたします。

それでは、早速、教育長報告に入らせていただきます。

まずは、教育長レジュメをご覧ください。

各学校・地域の頑張り、5月の報道からでございます。

ではまず、アの部分です。小学校5年生コンビが活躍をして、ゲートボール県選手権大会で、都城友の会Cが優勝したという、かなり他のチームは面食らったのだと思いますけれども、こういうように、都城市の子どもたちの中には、ゲートボールやパターゴルフとか、通常は高齢者の方々が行われるようなものにつきまして参加している場合が多くございまして、例えば今日お出ししました学校ホームページの13ページをご覧ください。一番下の学校ですが、西岳中学校、「わたげふれあいグラウンドゴルフ大会」というのがございまして、わたげとは、都城弁で「わいわい」とか、「たのしく」、「げんきで」というような略称でございますけれども、グラウンドゴルフを通じて交流を深めたという記事が載っております。こういう機会が非常に多くございますので、それもあつたのではないかと考えております。

続いて、レジュメに戻りまして、ウのところの項目で、明和小学校、「通学路事故注意 高齢者クラブが啓発」ということが載っております。新聞記事になっておりました。これにつきましては、高齢者クラブがいつも子どもたちの登校の安全を見守っている中で、こういうところが危ないのではないかと、そういうご意見をいただいたということでございます。こういうことも非常に多くございまして、ホームページのほうの7ページだったと思います、これも一番下の学校でございます。様々にこういうふうにして高齢者の方々、地域の方々と触れ合う機会が多いわけなのですけれども、今回の麓小学校の記事では、ボランティアの方々との出会いということで、出会いの会を開いたと。普通出会いの会というのは、格式張って両方がごあいさつをしてというような形であるのですけれども、例えば、1ページの明道小学校、4年ぶりに200名が感動に包まれた日ということで、様々なボランティアの方々50名いらっしゃるといふ形なのですけれども、こういうふうに対面して、顔なじみになってもらって活動していただく。ところが、先ほどの麓小学校はゲームをしているのです。ゲームをして、そういう中で地域の方々とともに笑顔を広げながら、ボランティアの皆様方と一緒に学校生活を送るということをやっているところなんです。

続きまして、エの項目です。これにつきましては、新聞、テレビ等でもかなり多く露出されたニュースでございます。都城市高校生4人、都城工業高校生なのですが、「飛び降り阻止『当たり前のことをしただけ』」というコメントが載っております。これにつきましては、大変素晴らしい高校生たちがいるわけなのですけれども、確か岳下橋ですね、岳下橋を通過する時に、子どもたちが何かおかしいぞと、一端通り過ぎたのに、もう1回戻って来て、「どうされたのですか」と言ったら、もう橋げたに足をかけられたと。そこで止めて、その4人のうちの1人が110番し、そして、ずっと橋からとにかく遠ざけて、そこで話を聞いていたと。そこに警察がやって来たというようなことでもございました。大変素晴らしいことだと思います。

この件につきましても、ホームページの8ページの中段にありますけれども、高城小学校のところをご覧ください。高城小学校は伝統的にこれをやっているのですが、高校生から教わりましたということで、写真を見て分かりますように、ミシンというのはなかなか調整が難しく、一人ひとり付いていかないといけないので先生の手が回らないのですが、ここに高城高校生が入ってきていただく。コロナ禍の時にちょっとなくなったのですけれども、また復活をしているようでございます。本当にありがたいなと思っております。

それから、項目でいきますとちょっと進みまして、コのところに都城市というのがありまして、チャットGPTの活用について、企業とシステム開発をするということで、全国初ということで、今進めているところです。いろいろな形で今日も会話というか、会議自体もAIによって解析されておりますけれども、そういうような形になっていくのではないかとということでございます。

それから、その下のサでございますけれども、都城地区のロータリークラブ、都城には4つのロータリークラブがありますけれども、4つのロータリークラブが基金を募って企業からお金を集めて高校生向けの奨学金の貸与ではなくて給与の形で、これで頑張ってくださいという形のものを作っているということで、今年は19人、素晴らしいことだと思います。中原委員は、ロータリークラブのメンバーでございますので。

それでは、2項目に入ります。第73回全国都市教育長協議会、今年は北海道帯広で行われたのですが、5月18、19日の日程でございました。その時の模様をお伝えしたいと思います。

まず、文部科学省の講話の中でございますけれども、次期教育振興基本計画が今、作られようとしているところでございます。そういう中で、大きなテーマとして、ウェルビーイングという言葉がクローズアップされてきたということでございます。私もこのウェルビーイングというのは、名称は知っていましたがけれども、深く内容は知らなかったもので、文部科学省のホームページを探してみましたら、京都大学の内田由紀子教授のものが文部科学省の会議で使われていましたので、それを1枚お借りしました。ウェルビーイングとはここに書いてありますように、新しい「ものさし」、コンセプトということで、経済だけではなく「こころ」の充足、生活への評価・感情・価値、健康まで含めてとらえるというようなことでございます。自分の生きる道だけではなく、家族や友人、自分の住む街・国が、どのようにすれば「良い状態」でいられるかについて考えることと出ておまして、幸せというハピネスとは若干違いますということで、お伝えされていたようです。ハピネスは、より短期的で、個人的な状況評価、感情の状態という形です。ウェルビーイングは、より包括的に、個人のみならず個人を取り巻く場が持続的に良い状態であるということでございました。これについて、文部科学省からもウェルビーイングの向上についてということの方向性が示されております。2ページ目にあります。詳しいことにつきましては、その時に提示されました資料を全て別資料として提示してありますので、また、お読みいただければと思いますが、その提示された1枚目のものでございます。なぜウェルビーイングが求められるかということ、2段目になりますけれども、これは経済先進諸国においてGDPに代表される経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがい捉える考え方が重視されている。この考え方ですが、OECDがまず打ち出しておまして、2030年までの学びの指針という形で出てまいりましたので、個人と社会のウェルビーイングという形を取っていきたいということでございます。これが大きなテーマになってくるということでございますが、先ほどの京都大学の内田先生が申されている中で、このウェルビーイングというのは2種類あるのだそうです。獲得的ウェルビーイング、3段目に入っています。それから、協調的ウェルビーイング、日本人は協調的ウェルビーイングが得意なのだそうです。人との繋がり、利他性、社会貢献意識などは非常に強くて、素晴らしい状況だと言われておりますが、この獲得的ウェルビーイング、個人になった時の自己肯定感、自己実現などという時には、幸福に感じるものが少し低いということが言われておまして、我が国では両者のバランスが重要であるという位置付けをされておりました。

そういう中で、文部科学省の方が言うには、例えば、個別主体的な学びと協働的な学びという特別委員会を作って、今一生懸命そのことについて話し合いをしています。不登校を1つとっても、子どもの1つでも良いところを伸ばすという、獲得的ウェルビーイングをしっかり認めてあげる。もっとできることに特化するというような形でお話がありました。今は満遍なく人並みにできるようにするという

ことを、旧態前といいますか、そういうような教育をしていると、どうしてもできないことを減らすという考えに立ってしまう。だからこそ、ウェルビーイングの考え方を使得、ここがいいねという1つでもいいねというところをしっかりと伸ばしていくというこの考え方に基づく。そういうような形で、次期教育振興基本計画を作成しているということでもございました。

続いて、次の項目です。地方自治行政の推進についてでございます。今、また、一時期教育委員会の不要論が出ているのですが、今もうそういうのは随分消えてしまいました。ちょうど担当者の方が課長だったのですけれども、非常にその不要論と戦った方でもございまして、一生懸命やっていたのですけれども、今現在の地方教育委員会を見てみると、指導主事が忙しくて現場に出向けない状況があるとか、現場のことを見ずに施策を進めてしまったりとか、もう1つは、市役所職員が教育行政職としての採用、プロパー、教育委員会だけを回っていくようなそういう形の人たちを作れないかというような議論も、今されているのだそうです。気をつけてくださいと私たちが言われたのは、指導主事は学校側に立ち過ぎて動いていないか。教育出身者で全てを決めていないかということがすごく大切で、そういう意味では、教育委員さんが非常に頼りになるので、立ち位置が難しいのではないかと書いていらっしやいましたけれども、執行機関としては、市長と教育委員会の教育委員は、同列ですというようなそういうお話もされました。

続いての項目です。GIGAスクール構想の推進についてでございます。これもちょっと耳が痛いといいますか、家庭で利用している学校の割合が関係予算に結び付いてきますよという形でおっしゃいました。これはどういうことかという、端末の更新時期が近付いてきております。財務省もすんなり「はい」とは言いませんよという話です。使っているところはそれはいい。使っていないところがまだ日本中にはあるのだそうです。そのバロメーターになるのが、家庭で利用している学校の割合、これが大きなウェイトを占めてきています。よろしく願いますというような話でした。

今までアナログの世界でできたらいいなということが、デジタルでできるようになってきましたと。子どもたちの考え方など、頭の中の一部が見えるそういうツールになってきているということも認識してくださいということでございます。端末を使うことによって、グループ全員参加、同時共同編集や作業、こういうものを進めてほしいということでございましたが、帰ってみて、都城市の家庭で利用している学校の割合でございます。これが令和4年、昨年12月のものがありました。小学校90.6%、中学校96.2%という大変ありがたい数字をいただいております。小学校の90.6%というのは、全校生徒向けに調査したみたいで、低学年が持ち帰りをまだやっていないところが多々あるのだそうです。1、2年生で持ち帰るのが必要かどうかというところがまだ議論が進まないといけない部分だと思っています。

続いて、デジタル教科書についてです。令和6年から、名言されました、小学校5年生から中学校3年生まで、外国語で導入をするということでございます。ですので、来年の主要教科書が小学校は今年選ばれるわけなのですけれども、これについてはそこまで考えていかないといけないだろうなと思われました。

続いて、レジュメの3ページでございます。小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制についてでございます。令和7年度、小学校6年生まで35人学級が完結いたしますということでございました。それを受けまして、小学校高学年における教科担任制ができるように人員を増やしたいという、そういうことで、財務省のほうに今、話をさせていただいているところだそうです。

続きまして、学校における働き方改革についてでございます。速報値がでました。平日の小・中学校で30分程度減少、加えて中学校土日で1時間程度の減少ということで、下に表を付けておりますが、今言ったところは、ちょうど下の緑の部分の増減のところなんです。教諭が-0:31ということは、31分減少したということ。中学校が1時間4分減少しています。教諭の部分です。このところを書いていらっしや

いました。増えたものと減ったものがあるのだそうですけれども、夏季休業期間の在校時間は、確実に減ってしまっていて、結構先生たちは休んでいますよということです。ただ、学校にいないからといって、先生たちが忙しくないとか、そういうことではなくて、教師としてのやりがいやはり今後、アピールしていきたい。そのアピールの1つの中に、卒業式などで感動の涙を流される先生が多数いらっしゃると思いますが、そんな職種は、先生、保育士とか、そういう方々以外はありませんよというようなお話でございました。

そして、働き方改革ですが、そこにあります給与、勤務制度、教職員定数の3点セットで考えていきたいということでございました。ですので、教職調整額の在り方、今、自民党がこのことについて倍増と言っていますけれども、倍増以上です、10%と言っていますから。そういうようなことも含めてだと思えます。

それから、超勤4項目の在り方、超勤4項目というのは、超えて勤務をしていいですよという場合が4つだけあるという、そういうようなことです。

留意すべき観点、手当の見直し、学担には手当を増やしたほうがいいのかというような議論が進んでいます。

そこで、別途本日、令和2年から令和4年の本市の状況をお手元にお届けしました。令和2年の時、指標が先ほどの国のものとは違っていて、月で45時間から80時間の超勤をしている人、それから80時間以上の超勤をしている人というような問いの在り方なので、単純に比較はできないのですけれども、令和2年10月、令和3年、令和4年の10月という形で、ここを持って来ております。特に、先ほど言いましたように教諭のところを見てみますと、かなり45時間未満の方々が増えてきております。グラフは大小ありまして、ちょっと比較は単純には見えないのですけれども、数字を見ていただくと分かると思います。中学校もかなり増えてきているような状況なのですが、まだまだ80時間ぐらい、45時間から80時間というところが、令和4年度の中学校では34.9%と多い状況です。教頭先生方も非常に問題になっていたのですが、80時間以上は減ってきています。ですから、過労死ラインのところは何とか減らすことができているのですけれども、その分、横にずれて、45時間から80時間というところの層が増えているということでございます。また、後ほどご覧ください。

続きまして、レジュメの3ページに戻ります。次の項目です。メンタルヘルスについての説明がございました。校長先生のリーダーシップが重要であり、セルフケアの推進、校内人事等での配慮というところが出てまいりました。

その次ですけれども、教師の資質能力の向上についてということで、教特法の改正で、10年間の免許更新制がなくなりましたので、教師の新たな学びを作っていくかといけないということでございました。

その次の項目です。児童生徒性暴力等対策についてでございました。これはかなり厳しい状況である。つまり、水面下の事案が沢山あるのではないかと。言えない子どもたちの心の声が聞けるようにならないと、真実はなかなか分かってこないだろうということでございます。

本年4月1日以降にデータベースを活用する義務が出てまいりました。各教育委員会でございます。賞罰記載の欄に、確実に本人も書くようになっております。これは書かないと虚偽という形になります。そして、もし性暴力等があれば、犯罪として警察機関と連絡を取って、連携して、厳正に対応してくださいということでございました。

続いて、いじめ対策 不登校児童生徒への支援等についてでございます。これは積極的な認知が必要ですということで、宮崎県は認知件数にすると、全国で10番目の多さの規模で認知をしている県でございます。こども家庭庁と文部科学省に手続を踏んでいないというのはアウトということでございまして、

どういふことかと言いますと、例えば、保護者にちゃんといじめられたとか、そういうことについては知らせておかないといけないというのが、いじめ防止基本法なのです。それを怠っているところが多々あるというようなことです。いじめていて、学校の中では解決しましたね、仲良くなりましたねと言っておきながら、保護者にそのことを伝えていないと、それは法律に引っかかりますよということです。そういう厳しい状況でございますので、しっかりと学校にもお伝えくださいということでした。いじめ問題の対応によって、警察との連携も視野に入れてくださいということでもございました。

最後のページですが、不登校対策として、COCOLOプランというのが文部科学省から出されました。このCOCOLOプランというのは、3つの大きな子どもたちの不登校をゼロにすることを目指しながらやっていくところでもございまして、この3つの1つ目が、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えるということでもございます。これについては、不登校特例校の設置推進もありましたけれども、これは各都道府県と政令指定都市には1つずつ作りましょうというような話です。それから、校内教育支援センター、スペシャルサポートルームというような名称を付けているところが多いのですが、その設置促進。校内で教室ではないところ、今は都城市では保健室とか、相談室とかいうところに、そういうお子さんが沢山いらっしゃいます。教育支援センターの機能強化、これはスプリング教室、都城市でいう適用指導教室等です。そして、高等学校にも実は不登校は沢山いるということでもございました。そして、多様な学びの場、居場所の確保ということで、子ども家庭庁とも連携して、学校、教育委員会とNPO、フリースクールの連携強化、夜間中学や公民館、図書館等も活用。自宅等での学習も成績に反映するようにというような形で、都城市としては、割とやりやすいのではないかと。そういうツールを持っていますので、そこに向けて進みたいと思っています。

2つ目の取組ですけれども、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援をするということでもございました。ここでキーワードになっているのが、チーム学校と1人1台端末でございます。1人1台端末を活用して、心や体調の変化の早期発見を推進しますということでもございますけれども、これにつきましては、学校ホームページの9ページをご覧になっていただければよろしいでしょうか。下から2番目の中霧島小学校でございます。「リモートで健康観察」というのがあります。インフルエンザで5年生が学級閉鎖になってしまいました。その間、健康で学習に参加できる児童は、リモートでの学習に参加しました。まずはリモートでの健康観察、その後、今日の学習計画等を説明しました、というような形での使い方。

続いて、次のページ10ページでございます。10ページの高崎小学校です。一番上にあります。「早寝・早起き・朝ごはん・メディア・運動がんばり週間」というのを作っているのだそうですが、その中で、3年生以上は、タブレットを使って毎日の記録を振り返りをしています。記録と振り返り。タブレットは短時間で入力できて、すぐに集計、グラフ化されるので、状況がよく分かります。PTA総会の際にお伝えしたように、ゲームなどメディアの時間が長時間にならないよう、家庭でのルール作りをお願いしますということで、5年生が実際にタブレットで入力している様子です。こういうようなことを使いながらやっていかなければならないと思います。その日の体調や心の具合を観るためのソフト、アプリというものを今、国が作ろうとしておりまして、それには期待をしているところなのですが、そういうところを見据えながら、今できることをこうやってやっていくということが大切かと思っています。

取組の3つ目でございます。学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にするということでもございます。この学校の風土の見える化ということなのですが、非常に言うは簡単ですが、ものすごく難しい話でもございまして、風土化を把握するためのツールを整備し、全国へ提示をしたいと国は言っています。どのようなツールなのだろうと思いますけれども、まだそこは

よく分かっていません。でも、学校で過ごす時間の中で、最も長い授業というものには、私たちが着目していかないといけないということと、いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応も必要。そして、児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進、これも都城市内の学校はよく頑張ってくれております。それから、快適で温かみのある学校環境整備、学校を障がいや国籍、言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場にということをございまして、今、通訳も2か所入っているところをございます。

続いての項目をございます。学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行についてということをございましたが、結論として、なかなか悩ましいということ、期限を切ったのを撤回いたしましたけれども、ただし、今のままでは持続可能ではないということは共通理解ですよという話でした。確かに、子どもたちの数が減ってきて、競技ができない学校が多々あります。

次の項目をございます。学校安全の確保、生命（いのち）の安全教育についてをございます。学校の窓側の棚、子どもが登れるのではないかという視点で見てくださいと。これにつきましては、昨日でしたけれども、宮崎中央支援学校の子どもが、高さ8メートルのところから落下して、今意識不明の状態だということをございまして、そういうところで、子どもたちのそういう活動範囲についてよく分かっていないといけないと思ひまして、なかなか厳しいものがあります。ここはもう一度校長会でも、校長先生方に示しておきたいと思ひます。

それから、スクールガイド・リーダー、見守り隊の方々のことだそうですね。送迎バスにおいて、安全装置を付けるように国が全部やりましたみたいなことを言っていたらっしゃいました。

最後をございます。公立学校施設の整備についてということ、これについては、どうかお願いしますと、超寿命化とバリアフリーをお願いしますということ、教育総務課よろしくお願ひいたしますというお話をございました。

ここまでで何かご質問等ありませんか。よろしかったでしょうか。

○中原委員

ありがとうございました。

説明があつたのですけれども、学校の風土ってすごく難しいですね。風土ってすごく流動的だと思うのです。

◎児玉教育長

そのとおりです。

○中原委員

校長先生が変われば変わるという、それも風土の1つだと思ひます。

◎児玉教育長

確かに、すごく難しい話で、分からないのです。あまりにも漠とし過ぎているのではないかと、後で教育長の方々もこの件については、沢山の方が言われていました。

○中原委員

見える化というのは何かイメージが湧くのですけれども、学校の風土、それは一律でいいのかという話になりますし。

◎児玉教育長

多分、コミュニティ・スクールで今盛んに、都城市内は学校運営協議会の方々が訪問されて、今回のホームページには何校も出ていますけれども、色々注文をされたりとか、今度こういうことをやるから学校側はこれだけ手伝ってくれとかいうような形で、子どもの様子も直に知れる。そういうようなことなのかなぐらいです、私も。

○中原委員

もう1つは、このCOCOLプランの中でも、不登校対策ですね。ここは、ぜひ、一番保護者の支援にも深く、色々学校に行きなさいとかやりながら、最終的といいたまいますか、入口は、保護者の諦めのような気がするのです。起きなさいと言うのも疲れちゃうというか。

◎児玉教育長

実は、今年度、適応指導教室、スプリング教室を中心とした保護者の会を立ち上げようとしています。不登校の子どもさんの親御さんたちで。少し身を軽くしたほうがいいのではないかと、本当に思い詰めていらっしゃる方々も中には沢山いらっしゃるのです、経験者を踏まえた上で、色々ケアサポートをしてもらおうかなと思っております。

○中原委員

これについては、経済的理由とかそうしたことはないと思うのです。色々幅があると思うのです。保護者支援というのも同時進行というか、両輪でやっていっていただきたいと思いました。

◎児玉教育長

ありがとうございます。承りました。そのとおりだと思います。

では、続いてよろしいでしょうか。

生徒指導状況報告でございます。非行等問題行動についてでございますけれども、小学校2件、中学校6件と非常に多い件数でございます。この小学校、中学校ですけれども、今回、対生徒暴力というのが5件、この中に含まれています。どういうことなのかというと、部活動時に言うことを聞いてくれなかった同級生2人の顔を殴ったとか、ちょっかいを出し合っていたのですが、それがエスカレートして同級生1人の首を絞めたとか、下校中に口喧嘩から殴る、蹴るに至った。これも部活動中ですけれども、お互いのコミュニケーションが上手く取れておらず、下校中に倒し、蹴る。結局は、コミュニケーションがうまく取れないことによる暴力沙汰というような感じなのです。今までかなり抑圧されてきた中で、今、パンと開けました。開けたはいいのだけれども、子どもたちの心まで上手くそれが適用できていないのではないかと思います。ですから、この件数の多さ、特に中学校6件の生徒間暴力が多々ありまして、そういうところだと思います。それ以外には、小学校では窃盗、万引きでございます。コンビニで2人万引きをしていたり。対教師暴力が小学校1人、中学校1人なのですけれども、小学校のほうは毎回登場する男の子でございます。なかなかクールダウンができないお子さんです。中学校のほうもなかなかクールダウンができない、そういうお子さんでございます。名前を承知していた子が挙がってきたということでございます。なかなか厳しいものがあります。本人の特性もやはり強い特性がございます。あと、器物破損というのがありますけれども、いろいろなことでパニック状態になって、三段ボックスを壊したというお子さんがいらっしゃいました。

続きまして、不登校傾向につきましてでございます。小学校、今年の4月の数が61人というかつてな

い数字になってしまいました。令和元年から比べると3倍、この数はちょっといただけないなと思っ
ているところです。また、昨年の小学校6年生も不登校で、数多く中学校に入学しているわけな
のですが、それを受けてか、147人というかつてない数字が4月、中学校で出てまいりました。大変残念な
ことでございます。

そういう中で、いろいろなところに手を尽くして、まずは、市立図書館を利用している児童生徒です
が、小学校1人、中学校1人という形で、そういうところでは継続させていただきたいと思いま
す。なお、適応指導教室については、本格的には5月稼働になっておりますので、そこからまた数が増えてく
ると思います。

続いて、交通事故の報告でございます。3件あります。小学校1件、中学校2件でございました。う
ち中学校1件は、事故処理をしないで立ち去っているドライバーがいて、それについていろいろと
学校と調整をしたのですけれども、「大丈夫ね」と言って、「はい、大丈夫です」と言ったら、そのまま
立ち去ったという形なのですけれども、ちょっと残念な話でございました。あとの2件は、接触事故で
ございます。もう一方の中学校は、頭を三針縫っておりました。1年生でございます。1年生はまだヘル
メットを被り慣れていないとか、そこがうまく自分でも分かっていないところがありまして、1
年生入学前の4月5日ですので、私服でずっと自転車に乗っていて車と接触、倒れて頭部を三針縫うと
いうことでもございました。小学生につきまして、自転車で一旦停止せずにそのまま飛び出しでございま
す。ヘルメットを着用していなかったということで、この子については、ヘルメットの着用についてし
っかりと指導されたということでもございました。

続いて、いじめの報告でございます。いじめは、小学校16件、中学校6件、4月に上がってきたと
ころでございます。報告のあった事案を見てみますと、4件なのですけれども、1件目、小学生の場合は、
背中を叩かれた。本を入れる図書バックを蹴られ、上履きシューズで踏まれたとか、給食のデザート
をわざわざ振って持って来られた。中がぐちゃぐちゃの状態になったということです。もう1件は、蹴ら
れ、蹴り返したというような事案。中学生の事案につきましては、石を投げたり、お金を要求されたり
する様子を動画に撮られ、LINEにアップされた。これは悪ふざけなのですけれども、お互いに不適
切な動画を上げています。ですので、どちらが被害者かと言ったら、両方被害者に当てはまってしまう
のです。そういうような状況です。

続いてでございます。今回新たに、本市では令和4年度に認知したいじめに関する追跡調査をやっ
ております。小学校では、解消数が千件を超えて1,006件、中学校97件になりました。これによって、81%
と89%の解消率。これも追跡していきたいと思っております。

続いて、不審者声かけ事案、双方1件ずつあるのですが、実害はございませんでした。

それから、虐待案件でございますけれども、虐待通告そのものはなかったのですが、今回から出てき
ましたヤングケアラーではないかと思われる児童生徒の部分がございまして、一旦ここで録音を止め
ていただきます。

[オフレコ]

ヤングケアラーについては、今年度から改めてこれを学校側として把握しろということをしていま
すので、こうやって出てくるようになりました。

○赤松委員

大事なことだと思います。

◎児玉教育長

では、ここまでよろしかったでしょうか。
それでは、教育長報告を終了させていただきます。

12 議 事

◎児玉教育長

それでは議事に入りたいと思います。
本日の付議事件は、報告12件、議案2件でございます。

【報告第26号、報告第27号】

◎児玉教育長

報告第26号及び27号を文化財課長からご説明いただきます。よろしくお願いたします。

●藤森文化財課長

文化財課の藤森でございます。今回は2件の報告がございます。資料は57ページからでございます。
まず、報告第26号 歴史資料館「ナイトミュージアム」開催要項の制定についてです。
59ページをご覧ください。

都城歴史資料館をより多くの市民に周知するため、隣接する狭野神社の六月灯に合せて、夜間の開館を行うもので、日時は、7月15日、土曜日の17時から21時までを予定しております。これまで、令和元年度に初開催し、その後の3年間は新型コロナウイルス感染症の影響により開催できず、4年ぶり2回目の開催となります。前回はおよそ500名の参加があり、好評を得た企画でございます。

内容としましては、現在、歴史資料館で開催しております企画展「モノからわかる江戸時代」の展示・解説をはじめ、発掘調査ビデオの上映会のほか、子ども向けの企画といたしまして60ページの写真のようなまが玉風鈴作りや田の神さあうちわのぬりえなどを体験していただきながら、絵本による都城の歴史の読み聞かせなどを実施する予定でございます。

次に報告第27号 令和5年度巡回企画展「都城歴史散歩～江戸時代を歩こう！～」開催要項の制定についてです。

63ページをご覧ください。

まず、開催の趣旨ですが、この企画は、都城の未来を担う子どもたちをはじめ、多くの市民に地域の歴史への興味や理解を深めてもらい、歴史を身近に感じてもらうために、毎年開催しております。今回は、江戸時代をテーマとしております。江戸時代の初め、1615年の一国一城令によりまして、都城盆地の城は全て廃城となり、現在の市役所や明道小学校周辺に新しく領主館が建てられ、その周辺に町場も形成されました。戦国期の城の築城とともに形成された町場がこの領主館の建設に伴ってその周辺に移動し、人々の生活の中で欠かせないものとなっていきました。こうした新しい町場は、現在の中心市街地の原型となったと言われております。また、市内各地に目を向けますと、江戸時代に関連する史跡や石造物など、江戸時代の都城を知るきっかけが数多く残されております。今回の企画展では、江戸時代の中心地であった町場から人々の暮らしの様子を紹介いたします。また、各地区の史跡などからも、江戸時代の都城を分かりやすく紹介いたします。会場は、都城市立図書館、庄内地区公民館、高城生涯学習センターの3か所で、それぞれの会期につきましては、要項に記載しているとおりでございます。

64ページの展示レイアウトをご覧ください。図面上にお示した市立図書館ギャラリーAでは、出土品の展示だけでなく、市内の史跡や田の神さあなどの石造物、遺跡、庚申碑など、分布図を部屋の中央床面に敷いて表示をいたします。このほか、65ページのような、領主館の復元想像図や町場の様子

のイラスト、写真をパネル展示して、来場される方々が当時の暮らしぶりを視覚的に想像できるように工夫をいたします。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第26号及び27号につきまして、ご質問やご意見ありましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○赤松委員

ご説明ありがとうございました。

ナイトミュージアムって非常に魅力的な企画だなと思います。歴史資料館は段差も多いし、結構、気を付けないと危ないのではないかと思いますので、ぜひ、安全面に気を付けられてください。私事ですけども、私の友人、ナイトズーに奥様が行っていきまして、もちろんご主人と一緒にいられたんですけども、転倒して意識不明になって、外国からチャーター機で帰って来て、結局、お亡くなりになりました。夜というのは、滑ったりとか、色々なことも考えられますので、十分安全に気を付けられていただきたいと思います。すみません、余計なことを言いましたけれども。

◎児玉教育長

貴重なご意見、ありがとうございました。

確かに、狭野神社から歴史資料館までの間というのは、相当距離がありますので、橋も渡っていかないといけないので、しっかりと安全管理をよろしく願いいたします。

宮田委員お願いいたします。

○宮田委員

以前、令和元年も7月15日にされたのですか。

●藤森文化財課長

日付まではちょっと分からないのですが、狭野神社の六月灯に合わせての開催ということになります。

○宮田委員

私もよく行く場所なので、お互いがWin-Winになるような感じで情報交換をしっかりとされて、こちらだけがいっぱい賑わっていて、狭野神社さんがというのだったら、広い目を見た時に、お互いにこの時間はここではこれがあるよと、また、狭野神社さんも最後には花火も上げると思うので、何か色々な連携をして、広報手段がポスターと暮らしの情報とホームページとフェイスブックと、紙媒体がほとんどないということで、何かないのかなというのと、そういったものの情報がしっかりと、狭野神社の宮司さんとか、皆様方はご年配の方々が多く、ほとんどSNSを見られていない世代の方が多いので、そこがあったらいいなというのと、駐車場は大丈夫かなという心配と、警備というか、赤松委員が言われたように、色々なところにケアする方がいたほうがいいのかと。天気のこと考えたり、そんな気がしました。

◎児玉教育長

貴重なご意見、ありがとうございます。そのとおりだと思います。
もちろん連携はするのですよね。

●藤森文化財課長

連携はいたします。

◎児玉教育長

他にございませんか。よろしかったでしょうか。
それでは、報告第26号及び27号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

●藤森文化財課長

ありがとうございます。

【報告第28号】

◎児玉教育長

それでは、報告第28号を学校給食課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●田代学校給食課長

学校給食課の田代でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、67ページをお開きください。

報告第28号 臨時代理した事務の報告及び承認につきまして、ご説明いたします。

69ページをお開きください。

令和5年度の都城市学校給食センター運営審議会委員を6月1日、委嘱いたしました。委嘱いたしました委員につきましては、71ページの名簿のとおりでございます。都城市学校給食センター条例第5条第2項に基づきまして、知識経験を有する者から1名、市立の小・中学校長から6名、都城市学校給食主任部会の代表者1名、市立学校のPTAの代表者から6名、保健所、医師会及び薬剤師会の代表3名、計17名、新任委員10名、再任委員7名に委嘱しております。当初、委員は、小・中学校長6名及びPTAの代表6名、計12名のうち4名につきましては、都城を除く4つの学校給食センター管内から1名ずつ委嘱を予定しておりましたが、PTA連絡協議会との調整が整いませんで、山田学校給食センター管内の委員につきましては、委嘱ができなかったところでございます。本件につきましては、来月市P連会長と協議を行う予定でございます。その中で、運営審議会の設置趣旨や各センター管内からの委員推薦について、ご理解とご協力をいただけるように協議を進めてまいります。

最後になりますが、72ページに学校給食センター条例の抜粋を掲載しておりますので、ご確認ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

では報告第28号につきまして、ご質問やご意見、ございませんでしょうか。

それでは、報告第28号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

●田代学校給食課長

ありがとうございました。

【報告第29号、報告第30号、議案第6号】

◎児玉教育長

続きまして、報告第29号及び30号並びに議案第6号を美術館長からご説明いただきます。よろしくお願いたします。

●湯田美術館長

美術館でございます。本日は、報告2件、議案1件、付議しております。どうぞよろしくお願いいたします。

先に、市美展と特別展に関することを報告いたしまして、最後に議案第6号、協議会委員の委嘱について説明したいと思います。

それでは73ページをお開きください。

報告第29号 令和5年度都城市美術展開催要項の制定についてでございます。資料の75ページ、別紙をご覧ください。

5月22日に開催されました市美展運営実行委員会におきまして検討され、決定したところでございます。今回から文字を大きく、図を入れるなどして、改善いたしました。上から順に主な項目及び変更点をご説明いたします。

会期につきましては、9月16日、土曜日から10月1日、日曜日まで、休館日9月19日、25日を除きまして14日間開催する予定でございます。今回も作品の一部を市立図書館で展示いたします。

作品の応募につきましては、高校生以上、地域は問いません。出品料は1点につき1,500円、高校生は無料といたします。1人につき作品3点まで出品することが可能でございます。未発表のものに限らせていただきます。

作品の規定でございますが、大きく、平面と立体に分けて募集いたします。サイズや重さなどの条件は昨年度と同じでございますが、立体の総重量100kg以内と書いてありますが、昨年は重量100kg以内と記載しておりました。そうしましたところ、作品を台座と本体と分けて測ったら、それぞれが100kg以内だと解釈された方がいらっしゃいまして、トータル100kg以内という意味を込めまして、総という文字を誇張して記載をしたところでございます。

次に、衣類、繊維作品につきましては、昨年浴衣の染めやドレスなどの出品がございました。展示用のトルソー、衣桁、ハンガー類が美術館にございませんので、出品者に準備いただくことを今回、追加いたしました。トルソーとは、頭部がないマネキンで、ドレスや洋服などを展示するのに適したものです。また、衣桁というのは、和服を展示するのに適した鳥居のような形の自立した衣紋掛けになります。

その他、注意事項につきましては、変更点はございませんが、特殊な表現をされる方につきましては、制作前にご相談いただきたいということで、強調させていただきました。最近では自由な表現が増えておりますので、個別にご相談いただく方法で、極力対応いたします。

次のページ76ページをお開きください。

作品の搬入につきましては、個人が8月26、27日、業者搬入が8月25、28日、いずれも午前9時半から午後4時半といたします。搬入口が分かりにくいので、今回、図を掲載しております。昨年度までは新型コロナウイルス感染症対策のため、作品を受付でお預かりする方法をとっておりましたが、本年度から

は元の形に戻しまして、出品者が展示室内まで作品を運ぶといった方法をとります。このことによりまして、入館の制限が緩和され、駐車場でお待ちいただくようなことが軽減されると思っております。

審査についてでございます。市美展大賞は20万円、優秀賞5万円が3点、優良賞2万円が16点、特別賞、山田新一賞5万円が絵画より1点、高校生特別賞が4点でございます。審査委員につきましては、以下4名の先生方に、昨年に引き続き審査をしていただきます。審査が偏らないように、2年から3年を目安をお願いをしているところでございます。今のところ一番長い方が今年で3回目の島先生でございます。あと、一番下の表彰式につきましては、9月23日、土曜日の午前10時から、コミュニティセンターで行います。

77 ページをお開きください。審査員講評会は、審査員の先生によって講評をしていただくもので、9月1日開催いたします。作品等の解説を行う鑑賞会は、9月23日、表彰式終了後に行います。展示につきましては、冒頭で申し上げましたとおりです。関連イベントとして、ワークショップは運営実行委員の先生が引き受けてくださいます。日程・内容については、ただいま調整中でございます。来週までには決まる予定でございます。搬出については、記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。78 ページです。

その他でございますが、主催が都城市と教育委員会です。主管が市美展運営実行委員会と美術館及び市立図書館でございます。後援に都城芸術文化協会、協賛は記載のとおり11団体でございます。優良賞をいただいているところでございます。

申し込み用紙の記入例を今回、掲載したところでございます。

以上、令和5年度都城市美術展開催要項でございます。

次に、79 ページをお開きください。報告第30号 令和5年度特別展「アルフォンス・ミュシャ展」開催要項の制定についてでございます。

81 ページの別紙をご覧ください。特別展の名称は「アルフォンス・ミュシャ展」で、会期は10月21日、土曜日から12月3日、日曜日まで、時間は午前9時から午後5時までといたします。ナイトミュージアムにつきましては、他の関連イベントと調整をしている段階でございます。日程が決まり次第、7月の定例教育委員会にお諮りする予定でございます。

次に、5 趣旨でございます。アール・ヌーヴォーを代表する画家アルフォンス・ミュシャの代表作「ジスモンダ」をはじめとするポスター、装飾パネルに加え、商品パッケージや香水瓶、図案集など、約500点を展示いたします。当館では、数年ぶりの西洋画の展示となります。華やかで優美なミュシャの作品を通して、西洋美術を鑑賞する機会の提供に加え、近代美術への関心を高める機会といたします。

6番の主催等についてでございますが、UMKテレビ宮崎様と美術館で実行委員会を組織して進めております。名義共催に宮崎日日新聞社と南日本新聞社、特別協賛に霧島酒造株式会社、協賛に南日本酪農協同株式会社、展示協力にOZAWAコレクションとOGATAコレクション、企画協力に株式会社文化企画でございます。また、一般財団法人自治総合センターの助成金については、交付決定をいただいたところでございまして、500万円助成いただく予定になっております。後援につきましては、チェコ共和国大使館や新聞社、宮崎・鹿児島テレビ局など、各社記載のとおり予定しております。

続きまして、82 ページをお開きください。7番の観覧料につきましては、昨年度と同額を記載しておりますが、現在、検討段階でございまして、こちらも7月の定例教育委員会にお諮りする予定としております。

次に8の関連事業につきましては、現在、交渉中のものも含んでおります。①初めての試みといたしまして、工業高校のインテリア科生徒によるバナー作成を計画しております。ミュシャの作品がデザイン性に高く、数多くの商品広告を手がけてきた作家ということもございまして、デザインを通して地域資源を

活かしたもので、まちおこしの一躍を担う企画でございます。生徒の優れた作品を選定いたしまして、約50枚のバナーを作成し、中央通りのアーケードに掲示をする予定でございます。指導に当たられる先生は、宮崎大学の地域資源創生学部の池田准教授に依頼しております。6月、今月ですが、これから2年生、3年生に各2回、授業の中で制作をしてもらうものです。ちなみにバナーとは、広告の旗のことでございまして、横60センチ、縦120センチの長方形の化繊素材のものを作成いたします。場所ですが、中央郵便局やケーブルテレビ辺りの45番街アーケードに掲示させていただく計画です。

続きまして、②のギャラリートークは10月21日、土曜日、10時からOGATAコレクションの所蔵者である尾形敏行様をお迎えいたします。③のワークショップは、今現在、幾つか候補はございますが、ただいま検討中でございます。④の学芸員によるギャラリートークは計4回を予定しております。⑤のフードトラックですが、こちらも初めての試みといたしまして、美術館庭園に出店してくださる飲食店を募集するもので、ミュシャの展示内容と照らし合わせて選定する予定です。なるだけ海外の多様性が感じられるようなそういったもののフードトラック、飲食物を提供してくださるところを検討したいなと思っております。ホームページ等で公募する予定です。⑥のナイトミュージアムですが、関連イベントの調整ができ次第、日程を決める予定でございます。⑦は小・中学生向けワークシートを作成いたしまして、楽しく鑑賞できるような工夫を講じたいと思っております。⑨その他ですが、開会式及び内覧会を10月20日、金曜日、午後3時からいたします。

83 ページは、展示作品の一部を紹介しております。ポスター、装飾パネルに加え、商品パッケージや香水瓶、図案集など約500点を展示いたします。

最後になりますが、84 ページは、開会式のレイアウトでございます。晴れの時、晴天時は美術館正面玄関前で開催いたします。雨天時は、85 ページにありますとおり、美術館ロビーにて開催いたしますが、スペースの関係で教育委員の皆様におかれましては、立ち席となりますので、雨の時はご了承いただきたいと思っております。

以上、令和5年度特別展「アルフォンス・ミュシャ展」開催要項でございました。

続きまして、最後になりますが、97 ページをお開きください。

議案第6号 令和5年度都城市立美術館協議会委員の委嘱についてでございます。

99 ページをお開きください。

美術館協議会は、美術館の運営について審議していただくために、都城市立美術館条例第14条第1項に基づき設置されているものです。令和4年に委嘱をいたしまして、任期は2年となっておりますが、都城ときわ通り会相談役の芦田均様が3月に体調不良を理由に退任の意思を表明されました。後任に、上長飯エンゼル児童館館長の江田かおり氏を委嘱するものでございます。前任の芦田様は、長きに渡り、総合文化ホール近隣のときわ通りに市民が作成した絵画など、様々なアート作品を展示する活動などをしてこられ、美術館へのご助言も積極的にいただいております。後任の選任につきましては、101 ページをご覧ください。美術館条例第14条第3項(1)にあります社会教育関係者が委員の中に若干少ないということもございまして、幼児保育に精通された江田かおり氏を選定したところでございます。任期は、前任者の残任期間である令和6年6月30日までと考えております。略歴につきましては、関係資料100ページをご覧ください。中央部分の役職についてですが、上長飯エンゼル児童館館長をはじめ、エンゼル児童クラブの施設長など、複数の役職に就かれていらっしゃいます。また、打診をさせていただいた際に、江田氏から幼児の美術鑑賞について関心をお持ちでいらっしゃいまして、今後の美術館運営に新たなご意見がいただけるものと期待しているところでです。

102 ページをお開きください。令和4年度に委嘱いたしました委員及びこの度委嘱予定の江田かおり氏を含む10名の方でございます。今回、江田かおり氏の委嘱が決まりますと、美術館協議会委員の10名の

うち5名は女性でございますので、都城市男女共同参画社会づくり条例に規定されております市の審議会等における女性の割合の目標値の40%をクリアしていることとなります。

以上、報告2件、議案1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

説明ありがとうございました。

それでは、報告第29号及び30号、議案第6号につきまして、ご質問やご意見ありましたらよろしくお願いたします。よろしかったでしょうか。

○宮田委員

楽しみにしています。

●湯田美術館長

ありがとうございます。ポスターをお持ちします。

◎児玉教育長

それでは、報告第29号及び30号並びに議案第6号を承認いたします。どうかよろしくお願いたします。

●湯田美術館長

ありがとうございました。

【報告第20号】

◎児玉教育長

それでは、報告第20号を都城島津邸館長からご説明いただきます。よろしくお願いたします。

●山下都城島津邸館長

都城島津邸の山下です。

それでは、報告第20号 都城島津邸歴史講座の開催についてをご説明いたします。

資料は5ページから8ページになります。

まず、7ページの企画概要を基にご説明いたします。

都城島津邸では、毎年、一般の方を対象とした歴史講座を開催しております。今年度は企画展が南北朝・室町時代の北郷氏の動向を、特別展が平安・鎌倉期における島津荘をテーマとした展示を行うこと。また、大河ドラマが徳川家康を放映していることから、歴史講座のテーマを「平安から江戸初期の都城」と題し、平安時代から江戸初期に至る都城の歴史について、展覧会の内容も踏まえて紹介することになります。日程は7ページの表のとおりです。連続5回講座、8月から12月に月1回、土曜日に開催いたします。時間は午後1時半から午後3時半を予定しておりますが、最終回の史跡巡りに関しましては、午前9時半から午後3時30分を予定しております。場所は、史跡巡りを除き都城島津邸の伝承館2階交流室を予定しております。講師は、全回当館学芸員が担当することにしております。対象は、全講座に参加できる人とし、定員は20名といたします。募集は、広報都城7月1日号及びホームページ、インスタグラム等で告知いたします。7月11日、火曜日から8月18日、金曜日まで、電話又はファックスで受付を行い、

先着順といたします。参加料は、資料代及び講座内での展示観覧料として千円、史跡巡りの時には、別途参加料を徴収いたします。以前の歴史講座の参加者数については、8ページを見ていただければよいのですが、ここにお示ししたとおりでございます。以前の開催の様子について、写真を掲載しております。また、以前の歴史講座のテーマについても8ページに掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第20号につきまして、ご質問やご意見ありましたらお願いいたします。

よろしかったでしょうか。

それでは、報告第20号を承認いたします。

ありがとうございました。

●山下都城島津邸館長

どうもありがとうございました。

【報告第21号】

◎児玉教育長

それでは報告第21号を学校教育課長からご説明いただきます。よろしくをお願いします。

●山内学校教育課長

学校教育課報告事項につきまして、ご説明いたします。

資料につきましては、9ページからになります。

報告第21号 令和5年度都城市教育支援委員会及び専門委員会の人選についてです。

令和5年度の都城市教育支援委員会及び専門委員会について、13ページの別紙のとおり人選を行いました。令和5年度の都城市教育支援委員は10名、専門委員は支援委員を兼務されている方3名を含め24名の人選を行いました。本年度、新規で任命した教育支援委員は3名、専門委員は7名になります。

まず、新規で任命した教育支援委員についてです。1名は祝吉小学校 坂元恵美子校長であります。これは、令和5年度都城支会校長会特別支援教育研究会の担当変更によるものです。新規で任命した教育支援委員の残りの2名は、都城きりしま支援学校、荒瀬有加里教諭、教育委員会教育相談委員、柿木裕一相談員であります。この2名につきましては、前委員が辞任したことによる変更です。

続いて、新規で任命した専門委員7名についてです。

都城きりしま支援学校、荒瀬有加里教諭、この方は教育支援委員との兼務になります。五十市小学校 甲斐千恵教諭、志和池小学校 丸山里奈教諭、梅北小学校 幸松伸代教諭、有水小学校 高橋智子教諭、中霧島小学校 小野裕子教諭、高城中学校 川久保修教諭であります。専門委員の変更につきましては、前任者の異動等に伴い欠員が生じたため、新たに7名の専門委員に任命を行いました。

以上で、学校教育課の報告、ご説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第21号につきまして、ご質問やご意見、ありましたらお願いいたします。

よろしかったでしょうか。

それでは、報告第21号を承認いたします。よろしくをお願いいたします。

●山内学校教育課長

ありがとうございました。

◎児玉教育長

それではここで一旦、休息を挟みたいと思います。

〔休憩〕

【報告第22号、報告第23号、報告第24号、報告第25号】

◎児玉教育長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

報告第22号から25号までの4報告を生涯学習課長からご説明いただきます。よろしくをお願いいたします。

●徳永生涯学習課長

生涯学習課の徳永でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第22号 令和5年度第28回都城市小学生読書感想文コンクール募集要項の制定について、ご説明いたします。

資料17ページをお開きください。

今年度の読書感想文コンクールの募集要項でございます。本コンクールは、児童が本に親しむ機会をつくり、読書の楽しさや素晴らしさを体験してもらうことで、読書の習慣化を図ることを目的とした読書推進キャンペーンの一環として、教育委員会主催で実施するものです。応募資格者は、市内の小学校の児童で、課題は自由となっており、読んだ本の中から1冊を取り上げて書いてもらいます。応募期間は9月28日から11月9日までとなっております。そして、応募いただいた中から、個人賞として金賞、銀賞、銅賞を各学年1名ずつ選出いたします。さらに金賞の中で最も優れた作品を最優秀賞として1名選出いたします。また、佳作として各学年から5名ずつ、合計30名を選出いたします。個人賞の入賞者には、賞状と副賞として図書カードを贈ります。また、学校賞としまして、最優秀校を1校、優秀校を2校、優良校を3校選出し、それぞれに賞状、そして、図書組合から図書カードが贈られます。選考結果につきましては、1月中旬に入賞者及び学校賞受賞校に通知した上で、2月頃に教育の日のイベントに合わせて表彰式を行う予定でございます。また、作品集を作成し、入賞者や各学校に配布するとともに、図書館資料として保存活用いたします。

なお、参考資料として、19ページから33ページまで、選考基準や昨年度の各学校の応募状況、学校賞の選考資料等を入れております。

以上が、読書感想文コンクール募集要項の説明でございます。

それでは続きまして、報告第23号 臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市人権啓発推進

協議会会長、副会長及び幹事の委嘱又は任命について、ご説明いたします。

資料の35ページをお開きください。

本件は、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任規則第3条の規定に基づき臨時代理したことにつきまして、同条の規定に基づき報告し、その承認を求めるものでございます。

初めに、都城市人権啓発推進協議会設置要綱についてご説明させていただきます。

41ページをお開きください。

都城市人権啓発推進協議会設置要綱第1条において、全ての市民に人権意識の高揚を図り、もって、同問題をはじめとする様々な人権問題解決の促進に資するために設置する都城市人権啓発推進協議会について、必要な事項を定めるものとする規定しております。また、要綱第3条及び第4条において、協議会会長と副会長の配置及び任期等について規定しており、要綱第7条において、幹事の配置及び委嘱等について規定しております。

43ページをご覧ください。

会長、副会長につきましては、要綱第3条の規定により、別表第1に掲げる者、また、幹事につきましては、要綱第7条の規定により、別表第2に掲げる者をもって組織すると規定しております。

それでは少し戻っていただき、資料39ページをご覧ください。

こちらが今説明させていただいた要綱の規定に基づき、5月31日付で委嘱又は任命させていただいた都城市人権啓発推進協議会の会長、副会長及び幹事の皆様でございます。会長に吉永事業担当副市長、副会長に島津都城市社会福祉協議会会長、以下6名の方々、また、幹事に伊集院都城公共職業安定所次長、以下15名の方々に委嘱又は任命させていただいたところでございます。

最後に37ページをご覧ください。

今回の臨時代理書でございます。都城市人権啓発推進協議会会長・副会長及び幹事の任期につきましては、令和5年5月31日から令和6年3月31日まででございます。

続きまして、報告第24号 令和5年度第59回都城市市民大学講座の開催について、ご説明いたします。

資料47ページをお開きください。今年度の市民大学講座の概要並びにこれまでの実績を記載した資料でございます。

本市の市民大学講座は、昭和40年9月に宮崎大学の学外講座として開催されて以来、市民密着型の講座として今日まで長い歴史を刻んできております。講座の企画・運営につきましては、市民で組織した運営委員会が行っており、民間主導型の生涯学習講座として定着しております。今年度の講座につきましては、資料のとおり、7月4日の第1回講座を皮切りに、8月27日の野外研修を挟んで9月26日の最終回までの全12回、様々な分野の講座を予定しております。第1回目の池田市長の講座は公開講座となっており、市民大学受講生のみならずどなたでも参加できるようになっております。昨年度は、3年ぶりに市民大学を開催しましたものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして野外研修の中止、講座の延期等を余儀なくされましたが、105名の受講者をいただきました。今年度は定員200名で募集をかけますが、昨年度以上に受講生が集まるのではないかと期待しております。

続きまして、報告第25号 令和5年度はたちの集い開催要項の制定について、ご説明いたします。

資料の51ページをご覧ください。令和5年度はたちの集いの開催要項でございます。対象者につきましては、今年度二十歳を迎える平成15年4月2日から平成16年4月1日に生まれた者としております。また、式典開催につきましては、各地区別等の実行委員会での企画、会場は各地区の公民館等の施設を予定しております。

53ページをお開きください。53ページから55ページにつきましては、実行委員会、事業費、役割分担、スケジュール等に関する参考資料でございます。

56 ページをお開きください。こちらは上段が前年度の対象者数、下段が今年度の生涯学習課及び総合支所地域生活課の担当者を記載しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第22号から25号まで、4報告ございましたけれども、ご質問やご意見ありましたらお願いいたします。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

読書感想文コンクール、22号について少しお伺いしたいことがあります。

18 ページなのですけれども、審査において盗作した作品もしくは生成AIで制作された作品ではないことを確認しますとございます。今、読書感想文をAIで作られたというものが賞を取るという状況があるので、都城市の場合はどのようにして確認をするのか。AIで作られたものではないということについて確認をするのかということ、具体的に、例えば、5割は自分の考え、5割はAIだというようなことになった時、割合的にどんなふうに判断すればいいのかということが1点。もう1点は、読書感想文のコンクールの選考基準の23 ページなのですけれども、こちらのほうにも盗作した作品とか、生成AIで制作された作品については選考できませんとかいうような記述は必要ないのかどうかということ。

以上2点です。よろしく願いいたします。

●徳永生涯学習課長

ありがとうございます。

AIで作られた作品かどうかは、今のところチャットGPT等を使いまして、機械で判断を仰ぐということをしようと考えております。全面的にそうではなくても半分ぐらい使用したものについては、まだちょっと議論はしていないところなのですけれども、審査委員会を作りますので、そこでも少し議論をして決定していくことになるかと思っております。

審査基準についても、ご指摘のとおり少し見直す必要があったかなと考えております。もう一度、少し検討をさせていただきたいと思っております。

○岡村委員

生成AIで制作されたというのに限るわけなのですけれども、データとして入れないと判断できないところですか。

●徳永生涯学習課長

はい。多分、スキャンをしてすぐ変換できるというものはあるかと思っておりますので、そういったものを用いれば全部打ち込まなくてもできるのかなと考えております。

○岡村委員

子どもの文字がちゃんと判断できればいいなと思います。

ご説明ありがとうございます。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

○宮田委員

ご説明ありがとうございます。

25 ページの作文コンクールの応募状況をちょっと見ながら、何となく南小学校 433 人いるのに、8人しか応募していないのだという、数字の少ないところと多いところを見ながら感じたところでした。みんなが今の時代だからこそ、本に親しむという機運をつくるような雰囲気づくりだったり、学校の先生方にも図書のコピーもいらっしゃるので、何かそういうものを平等に進められるようにと思いました。

○赤松委員

関連で、私も 25 ページを見て、ずっとデータを取ってみたら、100%応募したというのが8校あるのです。90%以上が6校あって、80%以上が2校あります。逆に、20%に満たない学校も5校ある。これは賞を取る子どもは素晴らしいと思うのですが、この取組に参加する子どもを1人でも増やしてほしいと思います。自分で本を何日かかけて読んで、そして、心に思うことを文章にまとめる活動は、とても勉強になる活動です。読解力、思考力、創造力などの向上に必ず繋がる活動だと思います。めちゃくちゃすごい学力向上に繋がることだと思います。ぜひ、参加数が増えるような指導を校長会を通して、ぜひ行ってください。そのことが一番の願いです。20%未満が5校あるというのは寂しいことです。

●徳永生涯学習課長

ありがとうございます。

先生方は夏休み期間に宿題として出されると思うのですが、私どものほうでは、赤松委員がおっしゃられたように、校長会でよくお願いをさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎児玉教育長

そのように指導をお願いいたします。

他にございませんか。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。

私は報告第 25 号 はたちの集いについてなのですが、これは今回、令和5年度も教育委員から来賓というのはあるのでしょうか。

●徳永生涯学習課長

来賓の挨拶ということでしょうか。

○中原委員

呼ばれることがあるのかということです。

●徳永生涯学習課長

はい、ぜひ式典には行っていただきたいと思います。お正月で大変ですけれども、よろしくお願いいたしますします。

○中原委員

その際、申し送りといいたいでしょうか、引き継ぎで色々あると思うのですが、各地区又は学校によって、何時まで拘束されるとかはバラバラだと思いますので、そのところが分かり次第、残しておいていただくと、次のスケジュールの問題がありますので。

●徳永生涯学習課長

昨年度は各実行委員会に文書を任せてしまって、こちらでチェックせずにお送りしてしまって、大変申し訳なかったと思っています。今年は統一した文書でお送りしたいと思います。混乱のないようにさせていただきます。よろしくお願いいたしますします。

○中原委員

よろしくお願いいたしますします。ありがとうございます。

◎児玉教育長

一緒に記念写真を撮った方とそうでなかった方もいらっしゃるみたいで、そのところはよろしくお願いいたしますします。

○中原委員

泉ヶ丘附属中だったのですけれども、真ん中に座らせていただきました。

○赤松委員

私は、集合写真に写った記憶はありません。

◎児玉教育長

写真撮影の前までにはご退席できるように工面していただくとありがたいです。

○中原委員

実行委員みんなで考えることなので、それに従いますけど。

◎児玉教育長

そういうことがありますので、よろしくお願いいたしますします。

●徳永生涯学習課長

分かりました。よろしくお願いいたしますします。

◎児玉教育長

他にございませんか。

それでは、報告第22号から25号までを承認いたします。どうかよろしく申し上げます。

●徳永生涯学習課長

ありがとうございました。

【報告第19号、議案第5号】

◎児玉教育長

それでは、報告第19号及び議案第5号を教育部長からご説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

●黒木教育部長

よろしくお願ひいたします。私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、報告第19号 臨時代理した事務の報告及び承認について、こちらが令和4年度3月補正予算、専決分についてになります。

資料3ページをお開きください。

こちら色付きの表でご説明をさせていただきます。

3ページ、令和4年度の3月補正専決分の歳入状況でございます。対象となる課は、教育総務課です。詳細について説明いたします。

続きまして4ページをお開きください。申し訳ございません、図が見にくい印刷になっておりますが、回していただいて、ご覧いただきたいと思ひます。

まず、減額分としまして、国庫支出金の学校施設環境改善交付金、それと、市債の学校教育施設等整備事業債がございます。いずれも、乙房小学校の改築に係る歳入の減となっております。本日お手元にお配りいたしました補正予算に関する資料をご覧いただきたいと思ひます。両面印刷となっておりますが、右上に報告第19号P4と記載してあるもの、こちらになります。減額の理由といたしまして、当初計上しておりました予算額は、国への申請時期の関係で、設計が確定する前段階の数値となっております。設計が終了し、当初見込みより工事費が少額であったため、差額を補正するものとなります。

また、増額分として、市債の緊急防災・減災事業債の増となっております。これは高城小学校及び明道小学校の体育館照明をLED化する事業の一部が起債の対象となったため、3月専決分で補正を行ったものでございます。

それでは、続きまして、議案第5号 令和5年度6月補正予算について説明させていただきます。資料は89ページになります。

歳入につきましては、学校教育課が20万円の増額補正となっております。補正の内容につきまして、ご説明いたします。

90ページをお開きください。学校教育課の増額補正につきましては、県支出金の「元気なみやぎっ子」食育推進事業費委託金となります。本日お配りしました追加資料に事業計画書を入れております。こちらは県からの委託事業となります。児童生徒が自ら健全な食生活を実践できる力の育成をテーマに実施されます。具体的な計画といたしまして、食に関する指導の推進として、「みやだいず」を使った調理実習や家庭や地域との連携による望ましい食習慣の定着促進として、学校保健委員会における映画の上映や栄養教諭の講話を行う予定でございます。対象となる学校は、県が指定することとなっております、

今年度は明道小学校が対象となっております。

続きまして、資料91ページをご覧ください。こちらの黄色い表になります。

歳出につきまして、対象となる課は、学校教育課と文化財課です。それぞれ学校教育課が461,000円、文化財課が11,982,000円の増額補正となっております。内容につきまして、92ページをお開きください。こちら委員会説明資料となります。まず、学校教育課ですが、上段、「元気なみやざきっ子」食育推進事業につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました県支出金を活用し、食育に関する取組を実施するものとなっております。同じく92ページ下段、中学校教育振興費につきまして、寄附金を活用し、山田中学校と秋田県潟上市の中学校との交流事業を支援するものでございます。山田中学校と潟上市の交流は、潟上市出身の石川理紀之助が山田町で農業指導にあたったことが縁で、平成22年に交流が始まり、現在までその交流が続いております。

続きまして、93ページをご覧ください。

文化財課の文化財保護事務費につきましては、市指定文化財正応寺跡の石塔群の法面復旧に伴う工事請負費の増でございます。先ほどの追加資料裏面をご覧くださいと思います。カラー刷りがありますが、右上に議案第5号P93と書かれております。こちら正応寺跡の石塔群は、安久町にございます。写真のとおり、昨年の台風14号により法面が大きく崩落しており、文化財の保護及び周辺住民の安全性の確保のため、早期に工事に着手する必要があるとございます。法面は現在、私有地となっておりますが、工事終了後、測量、分筆登記を経て、持ち主より寄附を受ける予定となっているところでございます。

以上で、私からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第19号及び議案第5号につきまして、ご質問やご意見ありましたら、お願いいたします。よろしかったでしょうか。

○赤松委員

この資料を作っていただき、よく分かりました。ありがとうございました。

●黒木教育部長

総括担当が準備いたしました。ありがとうございます。

○中原委員

今、ご説明いただいた案件とはまた関連する案件ということで、正応寺の復旧の補正予算額のことのご説明いただきました。先日6月2日、夏尾小学校の学校支援訪問に行きましたところ、運動場も同じように、今回の台風で崖というか、危ないところとかあって、校長先生とお話したところ、運動会には間に合わないということで、ちょっとトラックをずらして開催する予定で、今計画を立てていますということでありました。6月の議会には間に合わないかもしれませんが、こうした文化財も大事ですけれども、子どもたちの命に関わる危険箇所についても、少しでも早期対策を見込んでいただければなと思った次第です。今回のご説明にあった議案には何もありませんけれども、関連することということで、発言させていただきました。

◎児玉教育長

貴重なご意見、ありがとうございます。

あそこは私も見ましたけれども、非常に気になっているところで、報告は受けていると思いますので、対応をさせていただきたいと思います。

他にございませんか。

それでは、報告第19号、議案第5号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

●黒木教育部長

ありがとうございました。

13 その他

◎児玉教育長

それでは、その他にまいります。

各課の連絡事項でございます。

総合教育会議の議題につきまして、よろしくお願いいたします。

まず資料をお配りください。

それでは、総合教育会議の議題について、総合政策課からご説明をお願いします。

●田中総合政策課主任主事

総合政策課の田中と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

ご案内はこれからになるかと思うのですが、7月26日に今年度の総合教育会議を予定しております。そこで、提案をさせていただく内容につきまして、私のほうから、市長部局側の資料の説明をさせていただこうと思います。

テーマは「人口減・少子化による教育への影響」でございます。よろしくお願いいたします。

まず、最初のページ下段一枚目のスライドでございます。日本の人口動態についてということで、こちらは厚生労働省より出典の人口動態の資料となります。日本全体で人口減少と高齢化が進んでいることを示しております。

次のページをおめくりください。2枚目のスライドですが、こちらは本市の人口動態に関するデータでございます。令和2年時点の国勢調査の実測値とそれを基にした予測値を示しております。本市でも人口減少と少子化が進行していることを示しております。

下の段の3枚目のスライドですが、本市の令和4年中の社会動態を示しております。左側のグラフが5歳ごとの年齢層の社会動態を示しており、右側のグラフが社会動態減少になっている15歳から19歳のところを1歳ずつ切り取ったグラフになります。この直近のデータでは、18歳と19歳の層が減少しておりまして、進学や就職による市外への転出が原因だろうと推測しているところでございます。

次の図になります。上段4枚目のスライドですが、本市の学校の状況になります。左側のグラフが小・中学校の人数とクラス、右のグラフが小・中学校の複式学級のクラスと複式学級の人数を示しております。在籍人数は全体的に減少しておりまして、複式学級のクラスと複式学級の人数は増加の傾向となっております。

次に、下の段、5枚目のスライドになります。本市の人口動態と教育に関わる問題は、図に示したように、三段階で進んでいくものと考えております。まず、人口減少が発生し、次に、人口減少による教育への影響が発生し、さらに、人口増加に対しての施策をしているところでございますので、人口増加

に転じた場合に、また生じる影響というのが二次的にあるものと考えております。子どもたちへの影響としましては、二次的、三次的な部分で顕在化してくるものと推測しております。

次のページをお開きください。6枚目のスライドになります。子どもたちのところに影響が出ると推測できる二次的、三次的な部分の影響について、幾つか列挙しております。上の段が人口減少による教育への影響ということで、平成12年に中教審より出ている答申を基に、その内容を整理したものでございます。そこに書いておりますように、子ども同士の切磋琢磨の機会減少ですとか、親の過保護化、過干渉の誘発、集団的な教育活動が困難になる。或いは、教育の地域格差などが挙げられております。

また、下の段に人口増加に転じた場合に生じ得る想定される影響としまして、ハード面やソフト面の不足が考えられるというところが示してあります。

次に、下の段の7枚目のスライドになるのですが、ここからが人口減少と人口減少に伴って生じる課題に対する本市の現在の取組をお示しさせていただきます。

まず、7枚目のスライドですが、10年後の人口増加に向けて、本年度より人口減少対策課を設置しております。今まで色々な課、総合政策課などが担っていた部分の事業を、人口減少対策課が事業を総合して所管するような形になっております。

次のページ、8枚目のスライドになります。人口増加に向けての本市の取組につきまして、様々行っているところではございますが、代表的な2点として、移住応援給付金と子育てに関する3つの完全無料化をお示ししております。様々な施策を実施中というところでございます。

次に、下の段の9枚目のスライドですが、先ほど3枚目のスライドでお示したとおり、本市は18歳、19歳の層で転出が見られると。進学や就職による社会動態の減少がございますので、地元就職に繋がる取組ということで、そこに挙げているような奨学金の返還ですとか、キャリア教育に関するような取組を挙げております。

次のページをおめくりください。10枚目のスライドです。こちらでも地元の就職に繋がる取組として、Uターン、Iターン、Jターンの座談会ですとか、職場定着に関する合同の研修会を挙げております。このような取組を通して、地元の就職増、地元の就職の受け皿を強化していくような取組を行っているところでございます。

次に、11枚目のスライドでございます。こちらから教育への影響に対する取組についてのご紹介になります。まず、子どもたちの切磋琢磨の機会の減少ですとか、集団的な教育活動が困難になるというところで、複数校による合同指導を取り上げております。1点、補足がございまして、実施している場所で4か所、山之口、高城、山田、高崎などと書いておりますが、西岳・夏尾も実施しておりますので、補足させていただきます。最終版の修正資料では入れるようにしようと考えております。

また、親の過保護、過干渉の誘発というところでは、こども家庭課が中心となっているような相談窓口も設置して取り組んでいる旨を示しております。

次のページをお開きください。12枚目のスライドです。教育の地域格差に対する取組としまして、1人1台端末やAIドリルの導入など、ICT機器を活用することで、地域を問わず子どもたちに最低1か所は学びが届くための取組を行っているところでございます。

下のスライド13枚目ですが、こちらは人口増加時の三次的影響というところでございまして、現在、人口減少対策課が中心となり、各部局から人口増加時の課題を吸い上げておりまして、整理等、計画的な対応を検討しているところでございます。

最後のページに14枚目の最後のスライドがございまして、こちらでまとめとしまして、今までお示しました内容を1枚の絵として示しております。人口減少の発生、人口減少の教育への影響、人口増加の際の影響、それらの対策についてまとめてお示ししております。これらの状況を踏まえた上で、今後想

定される課題や問題点が様々あると思います。教育の地域格差ですとか、教員の不足など、そこにちょっと書かせていただいておりますが、その他にも、本市の現状を踏まえた問題も様々あるかと考えております。

ここまで説明差し上げた本市の今行っている取組などを踏まえた上で、教育委員の皆様方は現状の小・中学校の状況ですとか、少人数校複式学級の現状などを直接ご覧になられて、感じられていることとか、問題に思われていること、或いは、専門的な見地からもっとこういうことをしたほうがいいのではないかと、色々なご意見があるかと思っておりますので、そんなご意見をご披露いただけると大変、こちらとしてもありがたいなと思っておりますのでございます。

説明としては、以上でございます。

◎児玉教育長

ありがとうございました。どうぞ、座ったままで。

続いて、教育委員会から。

●田口教育総務課副主幹

教育委員会の分を説明させていただきます。座って説明させていただきます。

教育委員会のほうは、「放課後における児童の居場所づくり ～人口増を見据えた、『市民の居場所づくり』のために～」というテーマで意見交換をさせていただきたいと考えております。

下のほうをご覧ください。

1 本市が目指す大きな目標ということで、先ほど市長部局のほうからもあったのですが、本市は現在、人口増をテーマに進んでいきたいということで考えておりまして、人口増へどうすべきか、また、どうあるべきかというところを市長部局と教育委員会が両輪となって施策を実施、推進していく。そして、目標を達成したその時、どうあるべきなのかというところになるかと思っております。

続いて、2ページ目をご覧ください。人口増の施策の1つとして、移住・定住の促進というものがあるかと思っております。これは市民の都城で暮らしたい、また、暮らし続けたい。そこをどう支援していくか、そこを教育委員会としてどうできるのかというところになろうかと思っております。そのキーワードの1つとして、下のほうなのですが、キーワードは「市民の居場所づくり」、この居場所づくりというのは、市民のそれぞれのライフステージ、その時々を教育委員会、もちろんの市長部局もですが、その時々を支えているのだと、地域で、学校で市民の居場所をつくっています。具体的な施策の一例として、上のほうから、高齢者学級であったり、家庭教育学級、あと教育のICT化、部活動、図書館の居場所づくりとか、放課後子ども教室とか、施策のそれぞれが居場所を作っているのだということになっております。

右の4ページなのですが、総合教育会議のテーマとして、この人口減少対策と市民の居場所づくり、これを市民の居場所づくりを軸として、1年ではなくて複数年度に渡って意見交換していきたいと考えております。

イメージ図なのですが、赤いほうが今の状況でございまして、自然減だったり、社会減であったりあるところ、これが様々な施策を展開することによって、人口増に転じていく。転じていった時どうあるべきかというところを、市民の居場所づくりという観点から、例として5つほど中ほどに挙げているところなのですが、例えば、このようなところで市民の居場所づくりを一つひとつフォーカスしていった議論できればと考えております。下のほうなのですが、5番目として、今年度のテーマといたしまして、今年度のテーマは、少年期における放課後における児童の居場所づくり、これをテーマ

に議論させていただければと思っております。

続きまして、6ページですけれども、放課後児童への3つの施策といたしまして、それぞれの特長を挙げております。放課後児童を対象とした施策のうち、以下の3つにスポットを当てたいと思います。まず1つ目が放課後児童クラブ、そして、放課後等デイサービス、放課後子ども教室、それぞれ国の所管が厚生労働省、文部科学省、市役所の担当課もこども政策課、障がい福祉課、そして、生涯学習課、放課後児童クラブにつきましては、生活の場、預かりという面があると思います。放課後等デイサービスについては、発達の支援の場、そして、放課後子ども教室は、活動の場、地域との繋がりというところになるかと思っております。就労要件であったり、開設場所にそれぞれ特長がございます。

7番ですけれども、まず、放課後児童クラブの紹介を簡単に、安全・安心な生活の場としてということ、保護者などが働いている間、子どもたちが安全で充実した生活を送ることを目指して、児童福祉法に基づき設置されているものということになっております。ただ預かるだけということではなく、様々な工夫をされているのだらうなと思っております。写真を載せているところでございます。

8番ですけれども、放課後等デイサービス、こちら障がい福祉課ですけれども、子どもの成長に寄り添ってということで、障がい若しくは発達に特性がある、支援を必要とする子どものための福祉サービスということになっております。6歳から18歳までの就学児童が対象です。主に大きく4つ、自立支援と日常生活の充実から余暇の提供まで4つ、趣旨といいますか目的があると伺っております。

下のほうですけれども、こちらは教育委員会所管の生涯学習課が担当しております放課後子ども教室でございます。こちらは地域との繋がり、子どもたちの活動の場をということで、これは具体的に祝吉地区が令和4年度に、このようなプログラムでしますというものを参考に、作らせていただきました。5月に開校して3月に閉校するまで、地域のお年寄りの方だったりとか、高校生の方とかと色々関わりながら、色々な活動をしてきましたというところになっております。

続きまして、10ページでございます。放課後児童への施策の分布状況ということで、それぞれのクラブ、教室等は人口が多いというところもあるのですが、市街地に集中しております。都城の面積の9割ぐらいは中山間地域となっております、この緑に塗ってあるところが実は中山間地域となっております、真ん中のピンク色のところがそれ以外というところになっております。ほとんど中山間地域なのだなど、この資料を作って再認識したところでございます。やはり山間部のほうは、児童クラブであったりとか、行き届かないところもあるのかなというふうに思っております。

下のほうの11ページですが、それぞれの課題のまとめといたしまして、まず、放課後児童クラブについては、希望する児童クラブに参加できない。これは空き待ち児童と言われているそうなのですが、あとはクラブが足りなくてそもそも利用ができない。これが待機児童が散見されますと。山間部については、学校ごとに開設するということが難しいというところがございます。西岳地区に今年度から1つ児童クラブができたのですが、夏尾小からちょっと遠いかなとか、そういうところがございます。西岳小学校区にあるものですから、そこら辺の課題はあるのかなと思っております。

放課後等デイサービスにつきましては、利用したいという児童生徒が増加傾向にありますので、需要に対する供給がなかなか追いついていないという状況が、全国的にもですけれどもございます。事業者によっては、単なる預かり、ただ預かっているだけという場になっている。養育の場になっているのかというところがあるそうです。開設されている場所が、やはり市街地に集中しているので、山間部で利用したいという方は送迎などで不便を強いているところがあります。

放課後子ども教室につきましては、現在、15地区全てに開設されているわけではございませんので、希望する全ての児童に対して活動の場を提供できていないという現状がございます。コーディネーターとか、サポーターを地域の方に担っていただくということになっておりますので、人材の確保が必要に

なってくるかなと思います。

12 ページですけれども、子どもの特性に合った居場所づくりをということで、主に放課後等デイサービスになりますけれども、これは厚生労働省の国の資料になるのですけれども、紫色の帯グラフが放課後等デイサービスということで、平成26年に比べて令和元年度はかなり伸びている。これは本市においても同じような動きになっているようでして、また本番の時に本市の状況を載せられるといいかなと思っていますところがございます。

下のほうですが、13 ページ、放課後子ども教室が目指すものということで、地域で子どもを見守り、育てる仕組みづくりということで、民間事業者の仕事の力だけでなく、地域の力も結集できればなど。その舵取りを生涯学習課が担っていただければいいのかなと思っています。定年後のセカンドキャリアとか、子どもたちの世話がしてみたいという方が今年7月から新たに参加されたということも聞きましたので、それを載せております。仕事以外でも地域の活性化に繋がっていくのかなと思っています。

最後ですけれども、部局を超えた今後の展望ということで、子どもたち一人ひとりのためにということで、放課後の児童の居場所づくり、これはそれぞれの施策が単独で動くというものでは、そういう時代ではないということかなと思いますので、部局を超えた連携で施策を発展することによって、都城市の魅力が向上していきだろろうと。それに伴って、移住・定住の促進にも当然繋がっていく。ひいては、都城市全体の発展に繋がっていくのかなと。この形で意見交換ができればと思っていますところがございます。

説明は以上でございます。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

まずは質問、意見をいただきたいところなのですが、午後4時にはこの会を閉じる予定になっておりますので、まずは、この点気をつけながら、質問、ご意見ございませんか。

●田口教育総務課副主幹

昨年同様、メールで1回お送りして、意見をいただくという形をとらせていただこうかなと思っていますので。

◎児玉教育長

そうしてください。

では、メールでの返信ですよね。こちらが一旦送るのですよね。

●田口教育総務課副主幹

私がお送りして、その返信といった形で頂けるような形で。

◎児玉教育長

その中にご意見も入れて頂いていいし、何でこうなっているのというような質問もあると思いますので、そこも含めた上でお出しになって頂くとありがたいと思いますが、今現在それをする上で、疑問に思われるところがあれば。

○宮田委員

これはフラットな真っ直ぐな意見でいいのですか。意見に関しては。メールでちゃんと色々送りたいと思います。

何か、放課後における児童の居場所に関しては、不登校のことも気になっているので、そちらの居場所とかを考えると切り口とか、テーマが違うのかなと。

◎児玉教育長

それについてはどうですか。

●田口教育総務課副主幹

今回、テーマを放課後というところに絞らせていただこうかなと思ってまして、不登校については、来年、再来年辺りでということもあろうかなと。1ページに入れられれば、今回取り上げてもよいのかなというところもあるかと思えます。

◎児玉教育長

実は、何度もその年、その年テーマを決めるのではなくて、今回大きく市民の居場所づくりで5、6年続けてみようかなと思っております。そうすると、今回は児童期の放課後に焦点を当てる。来年は例えば不登校とか、その次は青年期とか辺りを色々やってみようかなと思っています。5年ぐらいを目処として、居場所づくりを全部網羅するような形になるといいかなと思っています。

○宮田委員

広いですね、テーマが。

◎児玉教育長

そうなのですよ。ものすごく多かったです、調べてみたら。

○宮田委員

子どもたちではなくて、子どもの親の居場所も必要かなと、おじいちゃん、おばあちゃんの居場所も必要だし、施設だけでは叶えられないし、高齢者クラブに行きたくない60代の親も増えているので、その現状をどこまで知っているのかなと、この文書を見ながら、現状の生の声というところを見ないと、こういう施策って出来ないと思うのですけれどもというところを、説明を聞いた時に感じました。

◎児玉教育長

今後はこういうふうにしていきたいというのが、この中に入っていないので、今回のテーマはここですということと、これを連続してやりたいということも入れておいていただきたいと思います。

○赤松委員

数年度に渡って意見交換したいというお考えは、このテーマを軸に素晴らしいと思います。

○中原委員

人口増、人口減とか、少子化とか、やっとなり少子・高齢化と言われなくなったなど。少子化と高齢化と

分けて議論しないと、一緒くたにやっていたので、ようやくそこに来たなというのは思っています。

あともう1つ、行政管轄内というところだと思うのですが、当事者として、突然小学生になるわけではないのです。なので、乳幼児期のことをまず受け皿として思った時に、例えば、市長が英断で500万円とか、保育料の無料化とか、ザワザワしました。ところが、市役所の保育課のホームページで、保育園の空き状況を掲載されていますが、ほぼ×らしいのです。子育て世代が入れない。だから、ずばりお金の問題もあったと思うのですが、空き待ち児童なんて面倒くさい、待機児童はいますよ確実にいるので、そこも正直に腹を割って話をして、まずはその現状をどうしていくのかというところで、ただただ小規模保育園とか、ああいうところをいたずらに増やすのではなくて、色々な学校のほうでも35人学級という話になってきました。保育園でも職員配置基準の見直しも進んでいます。ところがこの話だけ言ったらだめなのです。まずは人を確保しないと、余計ここはとんでもないことになっていきます。なので、両輪ではないと絶対話は進みません。片方だけだと絶対堂々巡りです。これは両輪じゃないといけない。会長とかも言いましたし、以前も総合政策課がレクチャーに来られた時にも言いました。学生に対して、早く就職支度金を出しなさいと。でももう遅いのです。日田市も出しました。長崎県大村市も出しました。これは一番でないとメディアが喰い付いてくれないので、あまり意味が薄くなってしまったとなった時に、今どうするかということも含めて、ここで上手くいけば、教員の確保もそこら辺に見えてきて、教育の充実も見えてくると思うのです。なので、根が深いというか、ここに書いてあるところのちょっともう少し、突然小学生になるわけではないというのだけ理解していただいて、この資料をまた見直していただくと分かりやすい。そうすると人口減にも歯止めをかけるというところも素晴らしい施策なので、そこにまず、結婚されて都城に住みたい。じゃあ子育てどうなんだ、病院どうなんだ、お金はどうなんだということになる。その次から小学校どうなんだ、中学校どうなんだ。時系列で紐解いておくと、何か見えてくるのではないかと、いつも考えているところであります。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

ぜひ、会議の場でもそれをお願いいたします。

それでは、時間がまいりましたので、そういう形でご意見を集約するというところでお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、続いて、今後の予定です。

●瀬之口教育総務課主査

お手元にお配りさせていただいております。

まず、6月12日、月曜日からです。この日は、学校訪問、岡村委員が祝吉小学校に学校訪問されます。

続きまして、6月14日、水曜日です。この日は、中原委員が学校訪問、庄内小学校となっております。

続きまして、6月15日、木曜日です。この日は、赤松委員が西小学校に学校訪問となっております。

続いて、2ページです。6月19日、月曜日です。この日は、赤松委員が姫城中に学校訪問となっております。

続きまして、6月21日、水曜日です。この日は、宮田委員が今町小学校へ学校訪問となっております。

続きまして、7月3日、月曜日です。この日が午前中、宮田委員が庄内中学校へ学校訪問となっております。宮田以外の皆様につきましては、学校経営ビジョンの説明会が行われております。宮田委員は、学校訪問が終わり次第、そちらの経営説明会のほうへご出席をお願いいたします。この時の経営説明会の資料についてなのですが、先に見たり、確認したい場合がございましたら、学校教育課の加治屋副課長のほ

うへお伝えいただければ資料を先にお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、7月4日、火曜日です。この日は、祝吉小学校に赤松委員が学校訪問となっております。

続きまして、7月5日、水曜日です。10時から学校経営ビジョン説明会が行われます。

続きまして、3ページです。7月6日、木曜日です。この日が笛水小中学校へ岡村委員が学校訪問となっております。

続きまして、7月7日、金曜日です。この日が午前中、学校経営ビジョン説明会となっております。午後から7月定例教育委員会です。

●椎屋教育総務課副課長

この会が始まる前に先ほど数名の委員さんと話をしたのですが、教育委員会の1年間の開催日程をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。7月7日の定例教育委員会なのですが、先ほど学校教育課から懇親会を計画しておりましたので、開始時間を14時30分に遅らせて開催したいというふうに作っていたのですが、午前中にも行事が入っておりますので、昼の時間を空けてしまうよりも、当初の計画どおり13時30分開始とさせていただきたいと思います。14時30分を消していただいて、13時30分開始で、昼はお昼を摂っていただいて、続けて実施して、夕方のほうで時間の調整をお願いしたいと思います。

その他、8月と11月の定例教育委員会については調整させていただきました結果、8月1日と11月9日に変更をしますので、よろしくお願いいたします。

●瀬之口教育総務課主査

7月18日、火曜日です。この日は午前中、宮田委員が沖水中学校の学校訪問です。15時半から、令和5年度都城市青少年健全育成市民会議の総会が中央公民館で行われます。そちらは委員の皆様へのご案内は6月下旬頃を予定しております。生涯学習課のから案内が行われます。

続きまして、ちょっとページがまたがっていますが、7月19日、水曜日です。午後1時半から7月臨時教育委員会となっております。

続きまして、7月26日、水曜日です。こちら先ほど説明がありましたとおり、午後1時半から総合教育会議が秘書広報課室で行われます。

続きまして、スケジュールが詰まっておりますので、8月の頭のほうのスケジュールを今回入れさせていただきます。

8月1日、火曜日です。午後1時半から8月定例教育委員会が行われます。

続いて、8月2日です。この日、令和5年度都城市人権啓発推進協議会の全体会議が行われます。こちら生涯学習課から後日案内があるかと思っております。

続きまして、8月3日、木曜日です。この日から第14回九州地区市町村教育委員会九州大会が佐賀市のほうで行われます。先日ご案内をさせていただいたかと思っております。ご出席の皆様につきましては、よろしくお願いいたします。ちょっとまだ細かいスケジュールができていないのですが、予定としては、8時ぐらいにはこちら南別館を出発して、高速を使って行こうかなと思っております。運転手として、田口副主幹が一緒に行きますので、よろしくお願いいたします。

スケジュールとしては以上になります。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

スケジュール関係で何かございましたか。よろしかったですか。
それでは、以上をもちまして、令和5年6月定例教育委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

14 閉 会

以上で、6月の定例教育委員会を終了いたします。

○7月定例教育委員会日程について

日 程 令和5年7月7日（金） 午後1時30分から

会 場 市役所南別館3階 教育委員会室

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

教育長